

なかの



Vol. 234

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (11~1月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	4日(水)	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	5日(木)	中野法人会経営塾第二弾(年末調整セミナー)	中野サンプラザ14F ウレセントルーム	
	//	源泉研究部会・第394回研修会(年調)	中野サンプラザ14F ウレセントルーム	終了後:役員会
	6日(金)	広報委員会	法 人 会 館	
	//	青年部会・役員会	法 人 会 館	
	11日(水)	中野税務懇談会(“税を考える週間”座談会)	署・別館2階会議室	
	12日(木)	新設法人説明会(予定)	法 人 会 館	
	19日(木)	中野法人会経営塾第三弾(法律セミナー)	法 人 会 館	
12月	26日(木)	理事会	中野サンプラザ11F アネモールーム	書面決裁による
	3日(木)	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	//	源泉研究部会・役員会(川柳コンクール審査会)	法 人 会 館	
	4日(金)	青年部会・第558回研修会(内部講師)	法 人 会 館	
1月	16日(水)	決算法人説明会(予定)	署・別館2階会議室	
	6日(水)	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	7日(木)	署長:講演会	中野サンプラザ13F	
	//	新年賀詞交歓会	中野サンプラザ13F	
	20日(水)	決算法人説明会(予定)	法 人 会 館	
	21日(木)	新設法人説明会(予定)	法 人 会 館	

11月号の目次 「署・人事異動」「役員合同会議(書面決裁)」他 2020 VOL.234

『署長・講演会:新年賀詞交歓会』ご案内&無料法律相談	2	厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)のご案内	10・11
中野税務署の新体制	3	東京都産業労働局 ご案内&中野だより	12・13
知っとくと得情報(税理士:山岡先生)	4・5	全日本労働福祉協会 ご案内(新型コロナウイルス抗体検査)	14
税務署だより	6・7	本部だより&部会だより(青年部会・女性部会)	15
厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)のご案内	8・9	税務署だより(マイナンバーカード)	16
中野区だより(第8回中野駅前大盆踊り大会)	9	福利厚生制度PR(経営者大型保障制度)	16

● 表紙(写真説明).....第18回フォト・コンテスト入賞(左)片岡早苗氏『静かな湖』、(右)片岡政夫氏『紅葉』

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

◆ 「署長講演会」「新年賀詞交歓会」 ◆

日 時:令和3年1月7日(木) 3時半受付
第1部:4時~ 「署長講演会」
第2部:5時10分~ 「賀詞交歓会」
場 所:中野サンプラザ 13階

※今回「祝賀会」は行いません。
※お土産あり!



中野法人会の

無 料 法 律 相 談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時:11/4(水)、12/3(木)、1/6(水)、2/10(水)、3/1(月) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当)佐藤・三國





中野税務署の新体制



（敬称略）



署 長
伊 崎 智 士



副署長（総務・個人担当）
平 崎 達 也



副署長（法人・管運担当）
丸 田 順 子



特別国税調査官
後 藤 昌 彦



総務課長
太 田 彰 典



法人課税第1統括官
星 野 幸 人



法人課税第2統括官
川 上 奈 緒



法人課税第3統括官
庄 野 陽 二 郎



法人課税第4統括官
飯 島 昌 敏
第1～3支部担当



法人課税第5統括官
井 村 元 軌
第4～8支部担当



法人課税第6統括官
金 田 喜 代 子
第9～11支部担当



審理担当上席（法人税）
岡 田 知 己



審理担当上席（源泉所得税）
小 野 塚 寛 之



審理担当調査官（法人税）
折 井 将

知っとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士
山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、「平成30年度税制改正」により、令和2年の1月から給与所得控除や基礎控除などが見直されており、これから年末調整事務が始まりますので、その内容について説明いたします。

個人課税の制度は「一つの会社で定年まで勤め上げる」といったライフコースをもとに作られてきましたが、近年は働き方の多様化が進んでいます。このような時代の変化を受け、「働き方改革」を推進する観点から改正が行われました。年収が850万円を超える会社員や公務員などが増税となり、フリーランスや自営業者の大半が減税になります。収入が多い年金受給者は増税になります。

給与所得控除を一律10万円引き下げ

給与所得控除とは、所得税などを計算する際に年収から差し引かれる控除額（会社員の経費とみなします。）のことです。**令和2年からは、一律で10万円引き下げられることになりました。**また、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられるため、年収が850万円を超える人は10万円以上の引き下げとなってしまいます。

〔計算例〕年収860万円の場合

(改正前) $860\text{万円} \times 10\% + 120\text{万円} = 206\text{万円}$
……………(給与所得控除額)

(改正後) 195万円 ……………(給与所得控除額)

* 現行から11万円の引き下げになります。

公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額は一律10万円引き下げられました。また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えた場合や年金収入が1,000万円超の場合、原則65歳以上の人が対象となる公的年金等控除額が段階的に減ることになります。

基礎控除は基本的に一律10万円引き上げ

すべての納税者に適用される基礎控除の金額は、これまでは収入に関係なく一律38万円でした。

改正後は最大48万円に引き上げられますが、合計所得金額が2,400万円を超えると所得に応じて段階的に減っていき、2,500万円超では控除額がゼロとなり基礎控除は適用されません。

また、改正に伴い、住民税の基礎控除額にも変更が生じます。住民税は、都道府県または市町村が計算するもののため、年末調整業務に直接影響はありませんが、令和3年6月以降の給与から天引きされる徴収税額が影響されることになります。

所得金額調整控除を創設

給与所得控除の上限額が引き下げられたことにより、年収が850万円を超えると税金の負担が増えてしまいます。そこで、子育て・介護中の人への配慮から、**所得金額を調整するための制度として「所得金額調整控除」が創設されました。**

年収850万円超で、①本人が特別障害者、②23歳未満の扶養親族がいる、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる、のいずれかに該当する場合、**(給与などの収入金額－850万円)×10%**で算出された金額を調整額として控除します。

* (改正後の計算例)

給与等の収入金額が900万円、23歳未満の扶養親族がいる場合

〔給与等の収入金額〕〔給与所得控除額〕〔給与所得〕

900万円 - 195万円 = 705万円…①

〔所得金額調整控除〕

(900万円－850万円)×10%＝5万円…②

〔算式〕

①705万円－②5万円＝700万円

* (改正前の計算例)

900万円－(900万円×10%＋120万円)

＝690万円

ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の見直し

これまで寡婦(夫)控除は、対象となる「ひとり親」の定義が「離婚・死別」となっており、未

婚の場合は適用されていませんでした。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていましたので、今回の改正では公平な税制支援が行われました。

今後は、**離婚歴や性別にかかわらず、本人の所得金額が500万円（年収678万円）以下の単身者で生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）がいる場合、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。**ただし、本人の所得合計金額が500万円（年収678万円）以下の単身者で子以外の扶養親族がいる寡婦、または扶養親族がいない寡婦は、引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用されます。

なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となっています。

配偶者・扶養親族などの控除要件は変更なし

源泉控除対象配偶者、扶養親族・同一生計配偶者、勤労学生 of 所得金額要件が10万円ずつ引き上げられました。この変更は給与所得控除・基礎控除の見直しと所得金額調整控除の創設による適用範囲への影響に配慮したものです。

改正後も年収ベースでの変更はないので、控除のために就業調整を行っている場合もこれまでの出勤ペースで問題ありません。配偶者や扶養親族が給与所得以外の収入を得ている場合は、控除を適用するための所得制限額が10万円拡大されることになります。

青色申告特別控除額の改正

青色申告特別控除額が、現行の65万円から改正後55万円に引き下げられました。ただし、青色申告特別控除の適用要件に加えて、e-taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

○65万円の青色申告特別控除を受けるための要件〔令和元年分確定申告まで〕

- (1) 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）
- (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書など添付
- (3) 期限内申告

〔令和2年確定申告から〕

上記(1)から(3)に加えて

- ・ e-taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存が要件となります。



「酉の市」

酉の市とは、11月の酉の日（十二支）を祭日として、浅草の酉の寺（鷺在山長國寺）や各地の鷺神社、大鳥神社で行われる開運招福・商売繁盛を願う祭りで、江戸時代から続く代表的な年中行事です。熊手や招き猫などの縁起物を買ひ、一年の無事と来る年の福を願います。酉の日は12日ごとに回ってくるので、1回目を一の酉、2回目を二の酉といいますが、11月に3回巡ってくる年もあり、三の酉まである年は火事が多いといわれています。

元々は現在の足立区大鷲神社の近くに住む農民が鎮守である「鷺(おおとり)大明神」に感謝した収穫祭でした。なお、令和2年の酉の市は、11月2日(月)、14日(土)、26日(休)の三の酉となっています。

11月の税務と労務

- ・ 国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月16日
- ・ 国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・ 国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・ 国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・ 国税／11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・ 国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・ 国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・ 国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・ 地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

税 務 署 だ よ り

令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります

平成 30 年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

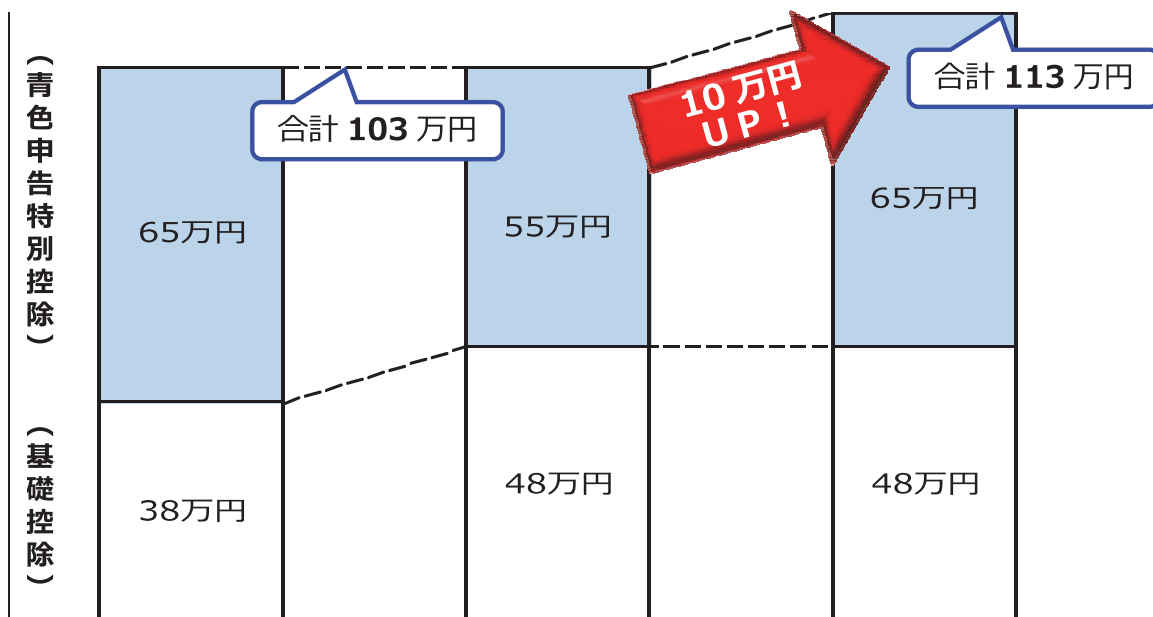
- ①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65 万円⇒改正後 55 万円)
 - ②基礎控除額が変わります。(現行 38 万円⇒改正後 48 万円)
 - ③「現行の 65 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて
e-Taxによる申告(電子申告) 又は **電子帳簿保存**を行くと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。
- ※ 以上の改正は、令和 2 年分以後の所得税について適用されます。

改正前(令和元年年分申告まで)				改正後(令和 2 年分申告以後)			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Tax による 電子申告 又は 電子帳簿保存
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
				10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

【改正前】

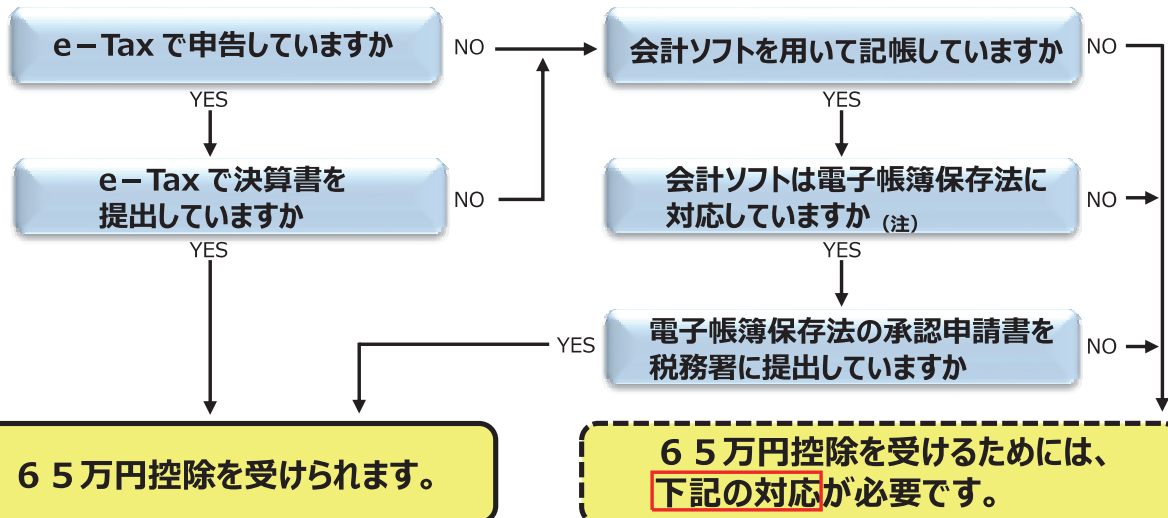
【変更点①②】

【変更点③】



- 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。
- **令和2年分以降、65万円控除**を受けるための要件の詳細は、次ページをご覧ください。 元.10

65万円控除を受けるためには・・・



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Tax を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書（注）を税務署に提出する。

（注）正式名称は、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」です。

電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。

① e-Tax による申告

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- 令和2年分から、65万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65万円控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

② 電子帳簿保存について

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 令和2年分の所得税確定申告から、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）」でご確認ください。

Q e-Tax

検索

Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索

事業主の皆さまへ

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

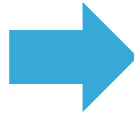
(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<労使協定を締結する際の注意点>

👉 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



<両立支援等助成金について>

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

(URL)

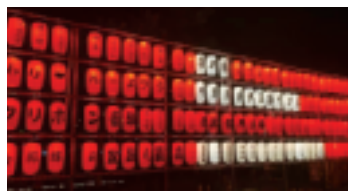
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ
TEL 03 (3512) 1611

中野区だより

中野の“夏”まつり（第8回中野駅前大盆踊り大会 8月15日～16日）



恒例の提灯がずらり…



挨拶：酒井区長



ゲスト：中川翔子様



実行委員長挨拶：瀧田氏

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、今回は、インターネット配信で実施！
中野セントラルパーク・カンファレンスより、2日間とも生放送されました。

2020年(令和2年) 6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！

※中小事業主は、2022年(令和4年) 4月1日から義務化されます(それまでは努力義務)。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)

(注1) 事実確認ができた場合 (注2) 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- (注3) 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

- ポータルサイト「あかいる職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかいる職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



令和2年5月作成
リーフレットNo.9

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします！**

※【★】の事項については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。**

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）
- 被害防止のための取組
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました※！

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。**

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。）

- ① **事業主及び労働者の責務を法律上明記**
- ② **事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止**
- ③ **自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応**

※セクシュアルハラスメントのみ

東京都産業労働局 令和2年度 中小企業のための倒産防止のご案内

経営セーフティ共済

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア 掛金

- 5千円から20万円までの5千円刻みで、加入者が設定した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金として算入することができます。

イ 共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等の額とのいずれか少ない額(ただし上限は、8,000万円です。)

ウ 共済金の貸付条件

- 次の①～④の要件を満たすとき。
- ①加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している。

②共済契約者の直接取引先事業者が倒産した。

③取引先事業者の倒産により売掛金債権等(※)の回収が困難となった。

④取引先事業者倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。

(※)売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

エ 一時貸付制度

臨時に事業資金の調達が必要となる事態が発生したときに、共済契約を解約しなくても貸付を受けられる制度です。

貸付条件

- 限度額：解約手当金(機構解約)の95%の範囲内
- 貸付期間：1年
- 利率：0.9%(令和2年3月31日現在)
- 担保・保証人：不要

お問い合わせ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050(5541)7171

融資制度

セーフティネット貸付(日本政策金融公庫) 取引先倒産対応資金

取引先企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定を図るため、政策金融機関が融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付 (取引先倒産対応資金)	セーフティネット貸付 (取引先倒産対応資金)
融資限度額	別枠3,000万円 (直接貸付+代理貸付)	別枠1億5,000万円 (直接貸付+代理貸付)
融資期間	8年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	ご返済期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
その他	運転資金	

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしている中小企業等に対し融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
融資限度額	6,000万円(別枠)	直接貸付3億円(別枠)
融資期間	設備資金20年以内 運転資金15年以内	
うち据置期間	5年以内	
利率	3,000万円を限度として融資 1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-1年目までは基準利率-0.9%、0.9%、4年目以降は基準利率 4年目以降は基準利率	

お問い合わせ 日本政策金融公庫 中小企業事業 ☎0210-154-505 (行こうよ公庫)

東京都制度融資

小口【小口零細企業保証制度】(略称：小口)

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
融資限度額	2,000万円(原則無担保)
融資期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金10年以内(据置期間1年以内を含む。)
融資利率	〔固定金利〕1.9%以内～2.5%以内 〔変動金利〕短プラ+0.7%以内
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。
信用保証料補助	保証料の2分の1

経営セーフ(略称：経営セーフ)

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けられたこと。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金・設備資金10年以内 (据置期間2年以内を含む。)
融資利率	1.5%以内～2.2%以内(貸付期間による。)
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。
信用保証料補助	小規模企業者に対して、保証料の2分の1 *小規模企業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下
その他	区市町村長の認定が必要

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

（当面必要となる様々な事業資金の調達）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業等を対象とした緊急融資制度です。

融資対象	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8千万円（原則無担保8千万円以内）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間 5年以内） 設備資金 15年以内（据置期間 5年以内）
融資利率	融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内） ※融資額1億円まで（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資（全国制度）の合計）の利子全額を補給（融資実行から3年間に支払う利子が対象）
信用保証料補助	都が全額補助

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

（既存の保証付債務の借入期間の延長）

既存債務のある事業者の月々の返済負担の軽減や既存債務の一化にご利用いただけます。

融資対象	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ・東京信用保証協会の保証付融資を利用していること。 ・事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
資金使途	運転資金
借換対象	現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資
融資限度額	2億8千万円（原則無担保8千万円以内）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間 5年以内）
融資利率	融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内） ※融資額1億円まで（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資（全国制度）の合計）の利子全額を補給（融資実行から3年間に支払う利子が対象）
信用保証料	都が全額補助

危機対応融資（売上が激減した場合の事業資金の調達）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が激減している事業者にご利用いただけます。

融資対象	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8千万円（原則無担保8千万円以内）
融資期間	10年以内（据置期間 2年以内）
融資利率	融資期間に応じて、1.5%～2.0%以内 ※融資額1億円まで（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資（全国制度）の合計）の利子全額を補給（融資実行から3年間に支払う利子が対象）
信用保証料補助	都が全額補助

感染症対応融資（全国制度）（全国一律で実施する利子補給対応制度）

セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

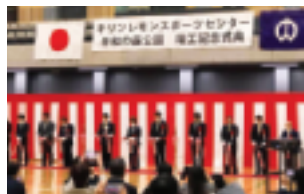
融資対象	次の要件を満たす中小企業者又は組合 ・セーフティネット保証4号・5号又は危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。 ・「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	4千万円（原則無担保）
融資期間	10年以内（据置期間 5年以内）
融資利率	融資期間に応じて、1.8%～2.2%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.6%～2.0%以内） ※融資額1億円まで（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換・危機対応融資・感染症対応融資（全国制度）の合計）の利子全額を国が補給（融資実行から3年間に支払う利子が対象） ※ただし、利子補給の交付対象とならない場合がある。
信用保証料補助	国が全額補助 ※ただし、保証料補助が2分の1となる場合がある。

お問い合わせ

東京都産業労働局金融部金融課 ☎03(5320)4877

新宿支店（新宿・中野・杉並） ☎03(3344)2251

中野区だより

キリンレモンスポーツセンター 平和の森公園竣工記念式典（9月20日）

新しいオプション検査が加わりました

新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 抗体

採血だけで、検査することができます。

《監修》国際医療福祉大学熱海病院 教授 谷 直人 先生

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗体(IgGを含む)を定性的に検出します。

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19)は、2019年12月に中国武漢市において確認されて以降、世界的な感染拡大が続いています。

検体中のSARS-CoV-2のヌクレオカプシド蛋白質に対する抗体(IgGを含む)を検出する定性検査です。本試薬は、欧州での使用を可能とするCEマークを取得し、米食品医薬品局(FDA)の緊急使用許可(EUA)を得ており、本邦における臨床応用が期待されています。

本試薬は、英国政府より「100%正確」と評価を受けました。

特異度

2019年12月以前(新型コロナウイルス発生以前)に集められた5,272検体(風邪・その他コロナウイルス検体を含む)を用いて特異度を算出したところ、特異度は99.81%となりました。

感度

症状を有し、PCRにてSARS-CoV-2 陽性となった69人の患者から採取した204検体を測定したところ、PCRで陽性確認後14日以降の患者では、抗体の検出感度が100%でした。

(ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社ホームページより引用)

SARS-CoV-2の構造

- ・ヌクレオカプシド (N)
- ・エンベロープ (E)
- ・スパイク (S)



SARS-CoV-2は、コロナウイルス科コロナウイルス属に属する一本鎖RNAをウイルスゲノムとして有するエンベロープウイルスです。コロナウイルスは構造的に類似しており、16種類の非構造タンパク質と4種類の構造タンパク質(スパイク、エンベロープ、メムブレイン、ヌクレオカプシド)から構成されています。

(ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社ホームページより引用)

注意事項

- ・判定結果が陰性の場合：SARS-CoV-2感染を否定するものではありません。
- ・判定結果が陽性の場合：今現在SARS-CoV-2に感染をしているか、抗体を保有していることで今後感染をしないか等については、現時点で得られている知見や、抗体検査単独の結果からでは判断することはできないと考えられます。

お問い合わせ先



一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申し込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL. **03-5767-1713**

受付時間(平日) / 9:00~12:00, 13:00~17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

健康
支援室

TEL. **03-3786-5360**

受付時間(平日) / 9:00~12:00, 13:00~16:30

本部・部会だより

8月27日『役員合同会議（拡大理事会＝書面決裁による）』を開催！



宮島会長 木村広報委員長 大月税制税務委員長 横山総務委員長 矢島共益公益事業委員長 宮治厚生委員長 川村組織委員長 中村総務組織（担当）

新型コロナウイルス拡大防止のため、書面決裁による方法で行ないました。内容は、事業の中間報告と今後の事業計画についてです。通常、終了後の『地区長合同会議』も書面決裁による方法で行

い、大変に厳しい状況下ですが、各支部20社の会員増強の目標を掲げスタートしました。

『経営者大型保障制度上記達成』は、第2支部が新規企業目標を達成しました。

◆青年部会◆

『第547回研修会』

～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

9月4日、法人会館に於いて、井崎署長始め幹部の皆様に出席して頂き、大変に充実した意見交換会が行なわれました。



～ 業界の動向や税について思うことなどを意見交換させて頂きました ～

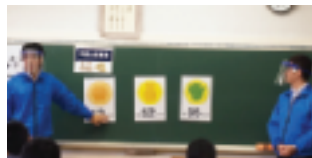
挨拶：根本部会長

青年部会独自で“租税教室”を実施！

9月26日（区立緑野小学校6年1・2・3組（クラス別））



～～ 講師：内山氏



アシスタント：米持氏 ～～



～～ 講師：米持氏



アシスタント：佐野氏 ～～



～～ 講師：佐野氏



アシスタント：内山氏 ～～



～～ 最後の挨拶：根本様 ～



～～ 早乙女校長先生と… ～

◆女性部会◆『役員懇談会&役員会』を開催



～～～～ 9月10日 法人会館で署の幹部の皆様と… ～～～～

挨拶：高野部会長

税 務 署 だ よ り

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「**身分証明書**」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「**電子証明書**」
が入っているよ!

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マ イ ナ ン バ ー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
新宿支社/
東京都新宿区新宿4-3-25(TOKYU REIT新宿ビル6F)
TEL 03-3357-5221

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110